



Title	手工業労働者のストライキ運動：七月王政期のパリの紳士服仕立工の事例
Author(s)	赤司, 道和
Citation	北海道大學文學部紀要, 42(3), 133-166
Issue Date	1994-03-08
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33625">http://hdl.handle.net/2115/33625</a>
Type	bulletin (article)
File Information	42(2)_PL133-166.pdf



[Instructions for use](#)

## 手工業労働者のストライキ運動

——七月王政期のパリの紳士服仕立工の事例——

赤 司 道 和

### はじめに

フランス七月王政期のパリの労働運動史研究は、史料上の制約<sup>(1)</sup>によってなかなか進展がみられず、参考となる文献は限られている。Jean-Pierre Aguet の *Les Grèves sous la Monarchie de Juillet. 1830-1847*, Genève, 1954 と、Octave Festy の *Le Mouvement ouvrier au début de la Monarchie de Juillet (1830-34)*, Paris, 1908, および Alain Faure の “Mouvement populaire et Mouvement ouvrier à Paris (1830-1834)”, *Le Mouvement Social*, No.88, 1974. が基本文献である。前二者はフランス全国を対象とし、アゲは特にストライキ運動の展開過程を詳細に明らかにした。フェスティのものは王政初期に限られているが、労働運動と共和主義・社会主義との関係も扱っている。A. フォールは時期としてはやはり王政初期のパリに限定しているが、ストライキ運動と景気変動の関係、政治的性格を持った街頭行動に対する労働者の関わり方、政治結社と労働運動の関係など労働者の運動の多様な側面に踏み込んだ分析を加えている。このなかでストライキ運動の特徴として、多くの職種ではストライキ以前に組織は存在せず、運動は少数の労働者が職場に回状を回すことによって形成されたとし、このようなストライキの維持拡大のためにとられた様々な行動形態を具体的に明らかにした。わが国では喜安朗氏がこの A. フォールの研究に注目したうえで、「運動の活力」は「労働条件や職種の利害」のみでなく、「より重要なことは労働の場を

も含むその生活圏の特定のあり方を前提として生まれてきたという点ではなかったか」と新たな問題提起をされた。氏は、労働の場において労働者の心的態度＝心性は、理論やイデオロギーによってではなく、「熟練の獲得における経験によってうら打ちされたものであった」とし、また一方で日常生活習慣の分析から労働の場を離れて日常的に形成される労働者の間の「人的結合関係の強さ」を指摘し、この労働者独自の「生活圏」＝文化ありかたから、その運動の構造に迫ろうとする<sup>(2)</sup>。

本稿は七月王政期のパリの紳士服仕立工のストライキ運動を分析対象とする<sup>(3)</sup>。まずはパリの仕立工がこの時期のフランスの労働運動のなかでいかなる位置にあるのか、という点について概括したい。J.-P. アゲによると、彼が分析対象とした主なストライキ 382 件の①産業部門別②職種別③地域別分布は以下の通りである。

①手工業部門＝162(件)、建築産業＝122、繊維工業＝82、鋳業・製鉄産業＝

16

②紳士服仕立工＝30、大工＝24、石工＝17、鋳山労働者および製帽工＝15、家具製造工＝13、石切り工＝10 など

③パリ＝119、リヨン＝24、マルセイユ＝9 など<sup>(4)</sup>

ここに見られるように、いわゆる産業革命期にあたる七月王政期のフランスの労働運動の主要な担い手は、新しい機械制工業の工場労働者ではなく、伝統的な手工業の労働者であった。そのなかで紳士服仕立工は、大工・石工などの建築労働者とともに、最も頻繁にストライキが発生した職能集団である。なかでも 1833 年と 1840 年のパリの仕立工のストライキは大規模で長期間にわたるものであった。33 年には 2 カ月弱、40 年には春から夏まで続いたのである。またこの両年は多数の職種のストライキがパリで集中的に発生し、鋭い社会的緊張をまねいた年でもあった。

ストライキと組織の関係については、J.-P. アゲは次のような分析結果を提出している。1833 年 9～12 月の 54 件と 1834 年 1～4 月の 5 件のストライキのなかで少なくとも 29 件に一時的あるいは恒常的な組織が存在し、「とくに重要なストライキは恒常的組織によって実行された」。この代表としてあげら

れたのが建築労働者と仕立工である。建築労働者が「職人組合」という伝統的な組織を持つのに対して、仕立工は相互扶助組合の形式をとる職能組合を結成していた<sup>(5)</sup>。

以上のようにパリの紳士服仕立工は、建築労働者とともに七月王政期のフランスのストライキ運動の中心にいる。ところで仕立産業においては、機械制工場や建築現場の労働者のように、ひとつの職場あるいは労働現場に多数の労働者が集中しているわけではない。拙稿「七月王政期のパリの紳士服仕立産業」<sup>(3)</sup>でも指摘した通り、七月王政期のパリには約20,000～30,000人の仕立工が存在するが、「業界の貴族 *aristocratie du métier*」と呼ばれた少数の一流店においても、仕事場の雇用労働者数は20名前後から最大60名ほどであり、多くの仕立工はパリの他の手工業労働者と同様に小規模な仕事場、あるいは自宅で働いている<sup>(6)</sup>。街に分散した労働者は、いかにしてストライキを組織し、これを長期間維持しえたのであろうか。本稿ではまず第一に長期にわたるストライキの具体的な展開過程を簡単にまとめる。そのうえで第二に、ストライキの組織化とその維持拡大はいかになされたか、これを支えていた組織はいかなるものであったかというストライキ運動の組織的構造を検討する。ところで、争議が長期化するということは労使の対立が抜き差しならないものであったことを意味する。このストライキで仕立工は何を目指したのか、なにゆえに鋭い対立関係が労使間に形成されたのかという問題を軸に、最後に労使対立の構造とストライキ運動の理念を検討したい。以上の3点についての分析は、1833年のストライキが中心となる。1840年については後に詳しく触れるが、史料上の制約のため可能な限りの言及に止めざるをえないからである。

## I ストライキ運動の展開

### 1 七月革命後の賃金動向と仕立工の対応

1833年と1840年のストライキの発端は賃金問題である。はじめに1830年の七月革命以降1833年間の仕立産業における賃金動向と労働者の対応に

ついて概観したい。

A. フォールは 1830 年から 1834 年の間のパリの労働者のストライキ運動と経済変動の関連について、ストライキは好況期の運動形態であるとしている。不況期には労働力市場の過剰によって労働者は低賃金を受け入れざるをえない。好況期に入り雇用が安定したときに、賃金引き上げ、実際には不況期に下がった賃金水準の回復のためのストライキに入ることが出来た、と指摘した<sup>(1)</sup>。1827 年以來のフランスの不況は 1830 年の革命後も継続し、景気の回復がみられたのは 1832 年になってからである。この間の賃金動向について共和派のいち新聞は次のように述べている。

「(七月の革命後 — 訳者) 仕事場は徐々に再開された。工業と商業じたいが麻痺していたので、労働者は……賃金の引き上げを要求するどころか、ほとんどどこでも引き下げを甘受するほかなかった。この状態は 2 年間続いた。」<sup>(2)</sup>

仕立産業では 1831 年の上半期に引き下げが行われた。これが仕立工の組織結成のきっかけとなる。この組織によって同年下半期の再度の引き下げを阻止し、翌 32 年の 11 月にはストライクのすえ、7 年ぶりに賃金の引き上げを実現した<sup>(3)</sup>。ここにいたる過程と今後のとるべき動向について、仕立工自身は次のように述べている。ストライキ後の新聞への投稿記事である。

「パン価格の上昇と 2 年間つづいた不況によって我々が困窮にあえいでいるにもかかわらず、仕立業者は昨年閑職期に賃金を引き下げようとした。絶好の時期が選ばれた。労働者はパリに溢れ、一方仕事は不足していた。(しかし)我々の団結の為に彼らは失敗した……今日ではコレラの流行と窮乏、6 月の闘いと官憲の弾圧のため労働者の数は著しく減少し、一方仕事は溢れている。我々は復讐の時がきたと判断した……。

この勝利が完全なものとなるためには、我々はさらに強固な団結を実現しなければならない。そうでなければ、雇用主たちの約束は、(七月革

命のさいの) パリ支庁舎の約束と同じ結果となるだろう。」<sup>(4)</sup>

後に詳述する通り、1832年のストライキの成功後仕立工は組織の強化に乗り出し、1833年の秋には再度の引き上げを目指してストライキに入った。これは約2カ月にわたった。1840年春に始まったストライキは夏の終わりまで続いた。次にこの両年のストライキの展開過程を具体的に明らかにしたい。

## 2 ストライキの経過

### (1) 1833年のストライキ

1833年のストライキは、雇用主にとっては何らの前兆もなしに突如として始ったかに見えた。以下はこのストライキの指導者に対する裁判のさいの原告側(雇用主)の証言である。

「10月初旬に一流店 Blain 氏の労働者 16~18 人全員が何も言わずに仕事場を空にし、一週間後に 2 フランの賃金引き上げを要求する回状が届きました。Blain 氏は 10 日後に譲歩しました。次は一流店 Schwartz 氏の番でした。10月中旬に、彼のもとの労働者 20 名が朝の 10 時に何も言わずにアトリエをでました。同じ日、3 人の労働者が Schwartz 氏の下請け家内労働者のもとに行き、作業を中止するように命じて金を渡しました。Schwartz 氏のもとの作業はこのように突然中断したのです。彼は 3 日後に賃金引き上げを要求する回状を受け取りましたが、大量の注文があったのでこれに譲歩しました」<sup>(5)</sup>

Schwartz に続いて 6 つの仕事場が次々とストライキの対象となった。これらの経営者は「業界の貴族」と呼ばれるパリ仕立業の一流店である。

仕立工のストライキは 10 月初旬に始まった。この時期設定は偶然ではない。彼らは前年度と同様に仕事場に注文が溢れている時期を選んだのである。

A. フォールの指摘したストライキと景気変動の関連は、労働者自身によって明確に意識されたものである点に留意したい。仕立工はまたストライキの対

象としてまず最大規模の経営者を選び、これに順次個別的に攻撃をかけた。この時点で経営者側はこのストライキが組織的なものであるとは気がついていなかった<sup>(6)</sup>。この個別ストライキがほぼ成功をおさめた後、仕立工はその戦術を全面的に転換した。10月下旬以降の展開は以下の通りである。

10月20日ごろ経営者層全員に礼服・コート類一着につき2フランなど賃金の引き上げを要求する回状が送られた。同月29日には市門の外で約3,000人が参加する全体集会が開かれ、この時から全面的なストライキに突入した。ただし全面的といっても、ストライキの対象となったのは要求を拒否した経営者のみである。後に詳述するが、労働者の要求に対して経営者は分裂し、要求を受諾した仕事場は対象外である。職場放棄をした者はその後のストライキの拡大によって8,000~10,000名に達した。集会では、ストライキ中の労働者を20人ごとの班に編成し、食糧支給を保障する体制を組むとともに、紳士服製造の協同作業所の開設が決定された。ストライキの指導部である「行動委員会 commission d'action」は4区のグルネル・サン・トノレ通り13番地の居酒屋に常駐し、また協同作業所は11月4日にサン・トノレ通り99番地に開設された<sup>(7)</sup>。

ストライキの維持・拡大のための指令はすべて上記の居酒屋から発せられた。このため11月にはいと300メートルに満たないこの通りは、ストライキ中の労働者と権力との鋭い対立の場となり、騒然とした雰囲気包まれた。11月6日、居酒屋へ最初の警察の家宅捜索がおこなわれ、指導部をはじめ20人が逮捕された。翌7日は、これに抗議する仕立工が通りに一日中溢れ、多数の逮捕者が出た。15日にはさらに大規模な弾圧が行われた。約400名の警察官ならびに兵士が居酒屋を包囲し、第二次委員会をはじめ150人を逮捕、同時に60人以上が協同作業所を捜査しその指導者を逮捕したのである。この時点で200人以上が拘留され、その数は以後さらに増えた。20日の三回目の捜索によって第三次委員会も逮捕され、ここにいたり仕立工のストライキは崩壊した<sup>(8)</sup>。

(2) 1840年のストライキ

1840年のストライキの経過は1833年ほど詳細にはわからない。1834年の結社法制定以来、あらゆる組織活動が禁止され、争議行為への弾圧がさらに厳しくなったため、運動の指導者たちが公然と発言しなくなったためである。以下ではその経過の概略を述べる。

この年のストライキはやはり賃金の引き上げを要求して4月から始まり、これに譲歩した経営者を除きストライキが続行された。しかし、6月に入り争議の争点は一変した。2日に経営者の組合である「パリ仕立業者博愛協会 Société Philanthropique des Maîtres Tailleurs de Paris」が、労働者手帳の導入を決定したためである。労働者手帳は、労働者各自に携帯が義務づけられ、ここには氏名・職業などのほか雇用主との契約履行の状況が記載され、就業のさいに雇用主に提出し、離職のさいに署名を受けることとされている。いうまでもなく労働力管理の手段である。しかし、これを定めた法には罰則規定がなかったため、その携帯は一般化せず、仕立業界においては経営者が労働者手帳の提出を求めたことはなかった<sup>(9)</sup>。

労働力管理の強化を目的とするこの手帳の導入の決定を契機に、仕立工のストライキは一時全面化した。このストライキは外部からの仲介によって新たな展開をみせる。共和派の大新聞である『ナショナル』紙は7月9日号において労働者と経営者の両者の手紙を掲載した上で、同年2月29日の裁判所の決定を引用し、経営者組合を批判した。裁判所の決定とは、2月に警視庁が手帳の不携帯の労働者は裁判所に出頭せよと布令を出したのに対して、刑法に刑事罰規定がないかぎりこの布令は無効とするとしたものである。その上で『ナショナル』紙は紛争解決のために労使同数の合同委員会の形成を呼びかけ、両者の受諾をみた<sup>(10)</sup>。

その後の展開は不明瞭である。仕立工は7月21日に警察の許可の下に約3,000人の集会を開き10人の代表者を選出したが、経営者の代表選出は行われなかった。この時初めて運動の指導者が公然と表に出たのだが、8月5日になると3人の労働者代表者が逮捕された。その後労使代表者の会合で合同委員会の形成を再度合意したが、19日再び3人の代表が逮捕され、労使合同

委員会は結局形成されずに終わった。しかしストライキそのものは8月下旬に終結した。経営者がつぎつぎと労働者手帳導入を撤回したためである<sup>(11)</sup>。賃金引き上げについても目的を達成したようである。1847年には礼服一着につき20～25フランと1840年より2フラン上昇している<sup>(12)</sup>。この年以降ストライキがなかったことを考えるとこの時にあがったものと断定しうる。つまり、1840年のストライキは労働者側の勝利に終わったといえる。

以上がパリの仕立工による1833年と1840年のストライキの展開過程である。つぎには、このストライキがいかに組織され、またそれはどのようにして拡大し長期間維持されたかを検討したい。

## II ストライキの組織的構造と仕立工の組合

### 1 ストライキの体制と指導部

すでに触れたようにA. フォールは、ストライキ運動の発端は多くの場合少数の労働者グループのイニシアチヴによって形成されるとしている。突然街の仕事場に回状が回され、集会が開かれ、ストライキに突入する、これが大方の経過である<sup>(1)</sup>。1833年の10月末からの仕立工の全面的ストライキについても基本的に同様であった。この時起訴されたある仕立工は、仕事を離れる前に仕事場の仲間と協議をしたのかという裁判官の尋問に対して、これを否定し以下のように証言している。

「こういったことは仕事場では全く自然なことでありまして、誰かが《さあ、賃上げだ!》と言ったので、自分は《よし、わかった》と応えたままで、実に単純なものです。」<sup>(2)</sup>

ストライキのための討論を公然と職場で行うことは、刑法上きわめて危険である。ましてストライキのための意志統一に向けて集会を重ねて開くことは、事実上不可能である。闘争の共同意志は、集会を呼びかける回状が仕事場に回される前にすでに形成されいなければならない。回状が回ってきたの

## 手工業労働者のストライキ運動

で集会に参加する、このこと自体が職場放棄であり、ストライキが始まったことを意味する。ここにいたる共同意志の形成の場を提供していたのが、居酒屋であった。

「様々な職種の労働者がこの日曜日を利用し市外の酒場いき、賃金増額を獲得するための討論を始めた」<sup>(3)</sup>

これは1833年9月8日の警察の巡回報告である。景気が好転し、仕事場に注文が殺到すると、職場とともに居酒屋の雰囲気も一変する。すでに見た通り、労働者は景気の動向をにらみつつストライキ開始の機会を窺う。彼らは居酒屋で労働問題を討議し、運動方針を練り始める。このとき日々の労働の疲れをいやす「居酒屋は、陰謀を企て、共同謀議の計画を立てる会合所となった」<sup>(4)</sup>のである。

集会の開催がストライキの始まりを宣言する。しかし回状と集会だけでは全労働者を動員できない。ストライキの拡大のためにとられた一般的手段が、当時 *l'embauchage* と呼ばれた方法であると A. フォールは指摘した。ストライキに入った労働者は、隊列を組んで街の仕事場から仕事場を訪れ、作業を続ける仲間を説得して回るのである<sup>(5)</sup>。1833年と1840年の仕立工のストライキのさいも同様の方法がとられた<sup>(6)</sup>。

次の問題は、いかにストライキを維持するかである。この点に関する仕立工の行動は高度に組織化されたものであった。

1833年の「行動委員会」は要求を拒否した経営者のリストを作成し、彼らの仕事場を当時の用語で「立入禁止 *mise en interdit*」とした。これは古くから建築労働者の「職人組合」が採用していた戦術で、経営者から長期間労働力を奪おうとするものである。仕立産業の場合は、多数の仕事場が街に分散している。「行動委員会」は「立入禁止」の仕事場を厳重に監視する体制を作り上げた。以下は裁判のさいの経営者の証言で、最初のものはすでに触れた Schwartz である。

「共同謀議が全面化すると、彼らは仕立業者の戸口に立って労働者の出入りを妨げました。私も数日間この見張りの栄光にあずかりました。夜の間は7～8人いました。彼らはキャプテン殿、中尉殿などと呼びあっていました。」<sup>(7)</sup>

「わたしの仕事場には一カ月間労働者がいませんでした……今月の19日に別の者が来ました。以前にいた者は一人も戻ってきませんでした。新しくきた者が働いたのは2日間だけでした。誰かがやってきて彼らを近くの居酒屋に連れ出したのです。」<sup>(8)</sup>

「立入禁止」の経営者に雇われる家内労働者に対しては個々に訪問して、仕事をやめれば金銭を渡し、やめなければ委員会につれて行って作業の中止を説得＝強要した<sup>(9)</sup>。

最後に残された問題は、ストライキ中の労働者の生活保障である。このために「行動委員会」は何軒かの行きつけの居酒屋と契約し、その店で通用するシチューとぶどう酒の食券を配布した。たとえば4区プレシエール通りの居酒屋には毎日5～600人の仕立工がきていたという<sup>(10)</sup>。

ストライキ中の労働者は20人の班に編成されていた。集会が開催された時点ではその総数は約2,700人であった<sup>(11)</sup>。おそらくこの班編成は食券配布のためだけではなく、上記の監視体制もこれに基づくものと思われるが、確証はない。1840年のストライキのさいも生活保障のために同様の措置がとられていた<sup>(12)</sup>。

以上述べたストライキ体制を統括していたのが「行動委員会」である。以下では中央の指導体制について簡単にまとめる。

仕立工は1833年のストライキを始めるに当たり、弾圧に備えてあらかじめ第三次までの指導部を決定しておいた。第一次委員会は後に触れるグリニョン Grignon を委員長とし計5名から構成された。一方食糧保障の責任者は、パリ仕立工組合（後述）の議長が担当した。上記のメンバーと協同作業所の責任者4名には、一日2フランから4.5フランが支給されていた<sup>(13)</sup>。いわば

専従である。この「行動委員会」はかなり豊富な資金を調達しえたようである。集会では組合の資金から 800 フランほどが提出され、これに当日仕事についていた労働者からの拠出金 619 フランと集会参加者の出資金を加え、約 2,000 フランをまず確保した(ちなみに、平均的熟練工の年収は 1,000 フラン弱ほどである)。さらに仕事についている労働者は一定額を中央に提出することが義務づけられた<sup>(14)</sup>。

以上のように仕立工のストライキは、「行動委員会」のもとに高度に組織化され、きわめて統制のとれたものであった。この「行動委員会」は、ストライキに当たって急遽結成されたものではない。このストライキそのものが、仕立工の間で形成されていた職能組織によって周到に準備されたものであった。次には、この組織の実態を可能な限り明らかにし、さらに地方の運動との関連にも触れたい。

## 2 仕立工の組合

### (1) パリの仕立工の職能組合

フランス革命以降、労働者の運動には厳密な規制がくわえられていた。1791年の「ル・シャブリエ法」は、「自由と憲法の原則」の名のもとに産業活動に関する集团的意識決定・規約制定あるいは組織的集团的圧力を禁じ、刑法ではあらゆる集団争議の禁止、結社に関する厳しい制限が規定されていた。しかし相互扶助組合は例外であった。労働者が自ら資金を出し合って病気や失業に備えようとすることは容認されていたのである。七月王政期には職能別、あるいは職能の枠を越えた相互扶助組合が数多く結成されるが、この組合がストライキを支える事例が多数見られる。救済基金をストライキ資金とするのである<sup>(15)</sup>。仕立工の場合も基本的に同様の過程がみられた。仕立工自身の証言によると、相互扶助組合の形成の契機は、1831年の前半の閑職期のさいに雇用主が賃金引き下げをはかったことにある。これをきっかけに何人かの仕立工が動きだし、同年6月1日に「パリ仕立工博愛協会 Société philanthropique des ouvriers tailleurs de Paris」が結成された。この組織は、病気・失業などのさいの相互扶助と組合管理の就業斡旋を目的としている。組合は

中央委員会と一般会員からなり、委員会は議長・副議長・書記・会計各一名と監視委員の8名によって構成された。初代の議長は1833年に生産協同組合の責任者となるフルニエ Fournier が就任した<sup>(16)</sup>。

この組織の構成員は、発足当初は少数の高度熟練工に限定されていたが、1831年の下半期以降その構成要因に変化がみえはじめた。第一には、加盟員の増加、いわば大衆化である。1831年の下半期の賃金引き下げの動きを組合が阻止したことを契機に、絶え間ない賃金引き下げの脅威の下にある仕立工が多数加入するようになったのである。第二は、共和主義結社である『人権協会』への加盟員の増加によって、その影響を受けるようになったことである<sup>(17)</sup>。

この影響は、1832年12月の組合同規約の改正にはっきりと現れた。仕立工の相互扶助組合は、『人権協会』と同型の組織に編成されたのである。組織形態は次のようなものである。一般会員は、最大20名の「セクション section」に編成される。5～9セクションの長と副長は「セリー系 série」を形成する。全「セリー」の長と「セクション」長2名（交替制）は「指導委員会」と共に「評議委員会」を形成する。「指導委員会」には、議長・副議長・会計・書記をおく。すべての長と「指導委員会」員は書記を除き全加盟員によって選出される。但し規約に明記される組織の目的は病氣・葬儀などのさいの相互扶助とした<sup>(18)</sup>。

以下は規約の前文である。

「人間は自分自身だけに身を任せていると孤立無援である。孤立しているがゆえに窮乏が進行している。協同組織 association の利点のみがこの苦難から守ってくれるだろう。可能なかぎりこの利点を手にするために、仕立工は組合を結成した。この組合はまず仕事仲間 confraternité の絆を回復すること、仕事をうるために互いの交流を容易にすること、必要なときに相互に援助ができるように資金の調査をすること、共同の基金を設けることを目的とする。この基金は将来十分な額になったら博愛的扶助を行なう。」<sup>(18)</sup>

パリの仕立工は、相互扶助組合の隠れ蓑の下に、共和主義結社と同形態の組織に再編成された。さらにこの組合は、1833年の9月に他の2つの仕立工の相互扶助組合を統合するとともに、指導部の体制を改めた。指導部は内部を3つ委員会に分け、1カ月毎に役割を担当するものとした<sup>(19)</sup>。この組織再編の直前の11月に仕立工は7年ぶりの賃金引き上げに成功していた。この指導体制の変更は明らかに再度の賃金引き上げのための長期間のストライキを想定し、当然予想される弾圧に備えたものである。

この3つの委員会がすでに触れたように1833年のストライキを順次指導した。その全メンバーをふくめ200名以上が逮捕されたとき、組織は崩壊しストライキは終結した。

1834年以降は結社法によって公然たる組織活動は不可能となった。パリの仕立工は同年の2月には早くも新たな相互扶助組合 *Société de Bienfaisance mutuelle des tailleurs de Paris* を結成した<sup>(20)</sup> が、4月以降の組織活動については上記の理由で不明である。

1834年以降39年まで、フランスにおけるストライキ運動は沈滞期に入る。しかし J.-P. アゲによれば、仕立工は唯一活動的な職能であった。パリではなく地方の仕立工が活発な運動を展開し、この時期としては多数のストライキが発生した<sup>(21)</sup>。この地方の運動の端緒はパリの「行動委員会」にある。首都の仕立工の組合規約をもとに地方の組織化が進展し、ストライキが多発したのである。この運動拡大の過程で、地方の仕立工の連合組織の結成がみられた。以上の点を中心に地方の仕立工の運動を概括したい。

## (2) 仕立工の地方組織とその連合体

1833年の地方の仕立工のストライキはルーアン、オルレアン、トゥール、アンジェ、ナント、リモージュ、リヨンなどフランス各地に及んでいる<sup>(22)</sup>。これら地方都市の運動にはパリの仕立工が大きな影響を与えた。地方のいち新聞は「労働者の謀議は町から町に拡大しているようだ。パリから発せられる命令が共謀者によって送られてくる」<sup>(23)</sup>と警告している。実際パリのストライキ指導委員会は、地方の仕立工のもとにオルガナイザーを送り、組合の

結成とストライキの組織化の指導をしていたのである<sup>(24)</sup>。またパリの委員会は、委員長グリニョンがストライキに向けて執筆した小冊子（後に詳述）を地方にも発送し、さらには次のような委員長の激文を飛ばした。

「金持ちと戦争をしなければならない……富を貧困の救済へと向かわせる民衆の政府を建設しなければならない。リヨンの労働者にならない、抑圧的な企業家に（労働者の）法を課さなければならない。」<sup>(25)</sup>

1834年以降地方の仕立工の運動はさらに拡大を見せる。J.-P. アゲによれば、とくにブルターニュ地方、ロワール河流域、ポルドー地方や南部などの広範囲の地域でストライキなどの運動が継続的に発生した<sup>(26)</sup>が、この運動の拡大の裏では、巨大な統一組織の形成が進行していた。1837年2月20日、ナントの仕立工の組合が家宅搜索を受けたさい、ポルドー、アンジェ他24の都市の仕立工の組合からの手紙と規約などが押収され、これらの文書によってフランス各地30県にまたがる仕立工組合の連合組織の存在が明かとなった。この組織は『仕立工博愛協会』Société Philanthropique des Ouvriers Tailleursと称し、全国に5つのセンター都市—マルセイユ・ポルドー・ナント・トゥール・レンヌ—をおいて、これがその周辺の地域を指導する体制をとっていた。その概要は図1の通りである。

図1 〈仕立工博愛協会の地方連合組織〉

センター都市 指導地域

\* Marseille ……La Provence

\* Bordeaux ……La Gascogne

\* Nantes ……Angers, Saumur, Cognac, La Rochelle, Rochefort,  
Pons, Saintes, St-Jean d'Angley et Niort.

\* Tours ……Tours et les petites villes des environs

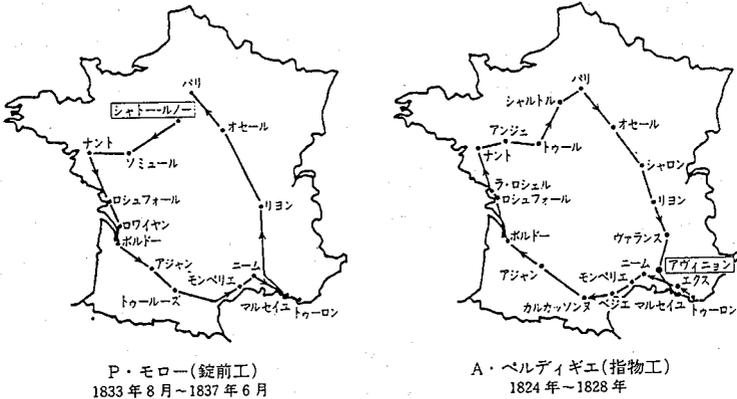
\* Rennes ……St-Malo, Vannes, Lorient, Quimper, Brest, St-Brieux et Dinan

連合組織を主導したのはナントの組合である。各地の組合の規約はナントで印刷され配布された。また彼らは各地の組合に、その会員数・資金・賃金などの報告を依頼していた。この連合組織は統一ストライキを準備していたようである。ナントの組合は各地の組合に、彼らが全体の状況を把握するまではストライキに入らないように要請していた<sup>(27)</sup>。

19世紀前半のフランスの労働運動において、このような全国的規模の職能組織の存在は、これまでのところ建築労働者などによって組織された「職人組合」を除いて、他には確認されていない。「職人組合」の若い労働者は、技能向上のため遍歴の旅に出る。このフランス遍歴 tour de France のさいに渡り歩く都市と滞在のための宿は「職人組合」により定められたものである。つまり、「職人組合」は全国的な連絡網を持っている。彼らの絆は、地域を超えた全国的なものである<sup>(28)</sup>。仕立工には職人組合は存在しないが、やはり同様にフランス遍歴の習慣があり、ポルドー・マルセイユ・リヨンなど遍歴都市も一定のものであった<sup>(29)</sup>。これが「職人組合」の遍歴ルートと一致するか否かは確認出来ないが、谷川稔氏によるフランス遍歴の例《図2》にみられるように、「職人組合」の遍歴都市は、仕立工の地方組織の存在する都市とかなり重なり合う。

仕立工も全国的な絆を保持し、これが連合組織の結成に大きく役立ったものと思われる。いうまでもなく、服飾産業の中心地パリは地方の仕立工にとって欠かせない遍歴都市である。このパリの仕立工組合の規約に基づき各地にパリと同型の組合が結成され、これが統一されたのである。この統一組織の摘発後も、パリと地方との絆は堅持された。1840年のストライキのさい、パリの仕立工は全国各地に資金援助要請の手紙を送り、ナント、プレストなどから援助を受けた。フランスの西の果てプレストからの援助額は647フランであった<sup>(30)</sup>。これは労働者の提出しうる額としては多大なものであり、募金活動が大規模であったことをうかがわせる。

《図2》フランス遍歴の例



[谷川稔「コンパニョナージュと職能的共同体」p.141より(注29)]

### III 労使対立の構造とストライキ運動の理念

#### 1 労使対立の構造

前出拙稿「七月王政期のパリの紳士服仕立産業」でも触れたように、1833年のストライキのさいに、パリの仕立業経営者は労働者の要求に対して、これを受け入れる小経営者とこれを拒否する大経営者の二つの陣営に分裂し、後者は運動の指導者を告訴した。以下ではまず賃金引き上げ要求に対する両者の対応を具体的に明かにしたうえで、大経営者層がなに故に労働者の要求を頑として拒絶し、運動の抑圧に乗り出したのかを検討したい。

#### (1) 経営者のストライキへの対応

1832年のストライキの後、パリ仕立業界の大経営者20名余りは今後決して労働の要求に譲歩しないこと、違反者には1,000フランの罰金を課すことを申し合わせていた<sup>(1)</sup>。1833年の10月にストライキが始まり、これが組織的なものであることが判明するや大経営者層は会合を開き、ストライキ指導者

の告訴のための委員会を結成した。この会合には 100~150 名が出席し、すでに触れた「業界の貴族」の一人 Schwartz が責任者となった<sup>(2)</sup>。

パリの仕立業者を代表すると主張するこの Schwartz 委員会に対して、賃金引き上げを受け入れた小経営者層は独自の委員会を結成し、反駁の手紙を『トゥリビュヌ』紙上に掲載した。以下がその一節である。

「パリには 1,500 名ほどの仕立業者が存在する。ところがロワンティエ氏のところに集まったのは 100 余名のみだ。だから彼らの委員会が代表するのは、この 100 余名に対してである。」<sup>(3)</sup>

この小経営者の委員会は逮捕された労働者の釈放を求める請願書を警視庁に提出した。これには約 400 名の署名が集められた。彼らがその請願書を提出したさいの発言は小手工業者の対労働者観を検討する上で見逃せない一面を持っている。前出拙稿でも引用したが、ここで再度とりあげる。以下がその発言の一部である。

警察官 — 「何を血迷っているのだ。奴らは、共和主義者、扇動者、反乱者だ。君たちはその共犯者になるではないか。」

仕立業者 — 「あなたは労働者の意図を取り違えている。もし我々に労働者がいなくなったら、我々は破滅してしまうだろう。もっとも裕福な経営者はあまり問題がない。我々は、税金も家賃も経費も払えないのだ。」<sup>(3)</sup>

「業界の貴族」を頂点とする大規模仕立業者は純然たる経営者=企業家であるのに対して、これらの小規模仕立業者は、他のパリの多くの手工業者と同様に、自らも働く直接生産者である。実質的には同質の労働に従事する生産者として、彼らは労働者の要求に理解を示したのである。さらに小経営者委員会は約 200 名の参加の下に、労働者との共同組織の形成を決定した<sup>(4)</sup>。この労使共同組織の規約では、まず前文で労使の相互理解の必要性が強調され、そのためにはすべての職能が労使一体となった組織を形成し、相互協力に

よって両者の社会的生存条件の改善に向かうべきだとしている。具体的活動としては、救済基金の設立と、労働と雇用の需要・供給の調整をあげている<sup>(5)</sup>。

1840年のストライキのさいも同様に大経営者と小経営者の分裂がみられた。労働者手帳の導入を決定した「パリ仕立業者博愛協会」は、1834年に大経営者層によって結成されたものである。労働者手帳の導入に賛同したものは7月中旬で220名であり、一方250名がこの決定に異議をとらえた<sup>(6)</sup>。

以上のように1830年から40年にかけて、パリの仕立業においては大経営者層と労働者の間には厳しい対立関係が存在していた<sup>(7)</sup>。

## (2) 司法弾圧と支配層の階級意識

ストライキ指導者の告訴に乗り出した Schwartz 委員会は、一方では新聞を通じて労働者の運動を批判する言論活動を活発に展開した。以下は政府系のいち新聞への投書の一節である。

「仕立工はパリのなかでももっとも賃金がよい。したがってもっとも幸福である……彼らは努力・品行方正・儉約をもってすれば自立できるのである。仕立工の大半は真面目で良識を理解できる人間である。彼らは少数の扇動者に震えながら従っているのだ。この少数者もまたさらに巧妙な扇動者に支配されている。」<sup>(8)</sup>

ストライキは少数の扇動者がその他の多数の良識ある労働者を巻き込むために起こるとする発言は、雇用主あるいは支配層によってしばしばなされるものであり、この点自体にはこれ以上立ち入らない。ここでは仕立工のストライキの「扇動者」に対する判決がどのようなものであり、またその判決はいかなる論理でなされたかをまず検討し、さらに大経営者層がこのときの労働者の運動をどのようなものとして捉えていたかを明らかにしたい。1833年と1840年のストライキ指導者のなかで、中心的人物の量刑は以下の通りである。

## 手工業労働者のストライキ運動

- \*1833年の第一次「行動委員会」委員長のグリニョンは、懲役5年および監察処分5年、「パリ仕立工博愛協会」議長で食糧保障の責任者のトロンサン Tronsin は懲役3年
- \*1840年の労使合同委員会労働者代表者のトロンサンとスイロー-Suireau は、それぞれ5年と3年の懲役、10年と5年の監察処分<sup>(9)</sup>

二度にわたる仕立工のストライキの指導者に対する判決は、きわめて厳しいものであった。それではなに故に司法当局はこのような判決を下したのであろうか。以下は共和派のいち組織の小冊子、および原告側弁護士の発言の一節である。

「仕立工プロレタリア *tailleurs prolétaires* に課された判決は極度に厳しいものである……彼らは自らの行為そのものにもとづき処罰されたのではない。むしろ他の労働者がこれに影響を受けることを裁判官が恐れたのである。」<sup>(10)</sup>

「我々がいま告発しているのは個々人ではない。大衆全体なのです。決して個々人の事情を配慮しないでいただきたい。無知な者を教育し、危険な意図をもった者を思いとどまらせるために、裁判官殿の厳しい決断がただちに労働者に知らされなければならないのです。」<sup>(11)</sup>

1833年と1840年はパリで多数の職能の労働者のストライキあるいは街頭騒擾が発生し、社会的危機をまねいた年であった。この兩年のパリの労働者の運動の先頭に仕立工はいた。そのストライキの指導者であったトロンサンの受けた量刑について、労働者新聞『アトリエ』紙は以下のように指摘している。

「彼は他の職能の労働者に対して、(仕立工と)同様の方法で賃金増額を獲得しようという考えを鼓舞した。これによって1840年の9月以降、金

属工・機械工・指物師など6万人の労働者が労働を放棄し、政府にとってもっとも危機的な状況を作り出した……トロンサンはいわば《みせしめ》のために選ばれたのである。」<sup>(12)</sup>

仕立工が強力なストライキを展開し、それが他の労働者に大きな影響を与えたが故に、仕立工の指導者には厳しい判決が下された、という指摘はその通りであろう。しかしこれのみではない。彼らは賃金引き上げのためのストライキの過程で、既存の社会秩序そのものを問題としたのである。以下は1833年の裁判における原告側（大経営者委員会）の陳述の一節である。

「もう立ち止まりはしない、まもなく人間による人間の搾取がなくなる、と彼らは言明した。とんでもないことだ！ 企業家と労働者・賃金所得者は永久に存在するのではないか。適切な価格で製品を作らせる企業家と、これを作る労働者がいなければこの世は存続しえないだろう。政治に関する法を変えたいなら変えよ。しかし、人間の経済活動における所有と生産と自由についての普遍の法則を揺り動かすな。アメリカ合衆国にも労働者は存在する。王国と同様に共和国にもだ。」<sup>(13)</sup>

王制か共和制かは選択の余地がある、しかし現在の生産関係、あるいは社会秩序はいかなることがあっても揺るがすことはできない、この点だけは譲れないと言っているのである。この発言は仕立工の運動に対する危機感に基づき、支配層がその階級意識を端的に表現したものである、といえる。仕立工の運動は既存の生産の秩序そのものに抵触する理念を内在していた。最後にこの点を賃金問題を含めて検討したい。

## 2 ストライキ運動の理念

1833年のストライキの第一次「行動委員会」の委員長グリニョンは4頁の小冊子を発行し、労働者の要求と運動の方向性をまとめた。この小冊子と、実際の運動の過程での仕立工の言動をもとに、仕立工の運動が目指したとこ

ろを明らかにしたい。まずグリニョンが何を訴えたか、彼の小冊子の主要部分を引用する。

「社会でもっとも多数でもっとも有益な階級を侮辱し……我々を何もしない金持ちの享樂の道具としか考えない政府のもとでは……我々の無知と困窮を金儲けの糧としている者の対して、我々がただちにその力を統一しなければ、未来は絶望であろう……我々の賃金は、我々の消費するもの、必要なものと釣り合っているだろうか。労働時間は我々の体力に見合っているだろうか。我々の能力を発展させることができるだろうか。一日 14 から 18 時間つらい姿勢で働く。体は歪みガタガタになる……

誰もが教育の必要性に同意する。しかし時間も体力も能力も消耗させるような労働によって、彼らは我々を愚か者にしようとしている。彼らは無為に生きている。奢侈に溺れている。我々だけがほんのわずかな楽しみすら禁じられている……

民衆の政府が税制の改革と適切な労働の組織によって過度の贅沢を抑えて極度の貧困を和らげてくれるまで、団結して友愛の絆を強化し、もっとも切迫した仲間を助けよう。団結して、労働時間の上限と最低賃金を我々自身で定めよう。我々自身が定めた労働時間と賃金でしか働かないようにしよう。他の職能の労働者に我々の例にならうよう呼び掛けよう。そうなれば、企業家は労働者の法を受け入れなければならないだろう。我々が共同の利害のもとに団結することに異議を唱えるなら……リヨンの仲間達のように“働いて生きるか、闘って死ぬか”という絶望の叫びをあげなければならないだろう……

我々を搾取する者の主張に対抗するためには、我々は強固に団結しなければならない。この組織は各人に次の点を保証するものである。

①閑職期と不慮の事故に備えうる賃金 ②健康と教育に必要な休息の時間 ③雇用主との平等で自立した関係。

横暴な雇用主がその過ちを認めるまで、彼らから我々の腕を奪ばおうこれは我々の人間としての尊厳である。我々は生存について金持ちと論

争しているのだ……金持ちだけが法を作るということを忘れるな。市民としての権利を彼らのように行使しなければ、我々の究極的解放はありえないということを忘れるな。彼らのように、我々も人生の喜びと幸せを味わわなければならない。なぜなら、この喜びを彼らにあたえているのは、我々だからである……」(14)

(1) 賃金問題と熟練工の労働観

賃金問題はいうまでもなくストライキ運動の第一義的要因である。筆者は前出拙稿「七月王政期のパリの紳士服仕立産業」において、仕立工・印刷工・大工の年間必要経費と実収入を対比したが、三者とも年間の生活費は最低1,000フラン強必要だが、実際収入はこれを下回ると主張している<sup>(15)</sup>。そのなかの仕立工に関する数値は、1833年のストライキのさいに発行されたカペー派の出版物に掲載されたもので、賃金が引き上げられた場合の実収入と独身の仕立工の年間最低必要経費の試算が掲載されている。これによると賃金は増額されたとしても1,111フランにしかならないが、必要経費は《表》のようにまさに最低限の生活費でもこれを上回るという<sup>(16)</sup>。

《表》独身仕立工の年間必要生活経費（1833年）

食費=600 fr.	被服費=217 fr.
	(フロック・コート=60,ズボン3着=40 fr. など)
住宅費=120	散髪代=18
入浴=9 (12回)	労働用具 (針・糸など)=175
洗濯代=40	

計 1,179 fr.

グリニョンは小冊子で「賃金は独身者にすら不十分であり、家族を養うことはできない。ちょっとした事故で思わぬの出費をまねいたり、あるいは仕事を中断しなければならないと我々の生存は脅かされる」と訴え、賃金は少

なくとも一日5～6フラン必要だが、これでも一年で14～1,700 fフランにしかならないとしている<sup>(17)</sup>。夏と冬の閑職期には極端に仕事が減るからである。

賃金増額要求の根拠はまず第一にその不安定な生活条件の改善にある。しかしストライキのなかでの彼らの発言をみると、彼らが強く引き上げを求める根拠は、生活条件の劣悪さのみにあるのではない。以下の引用は、『トゥリビュヌ』紙への仕立工の投書とグリニョンの小冊子の一節である。

「我々の豊かなブルジュワたちは、労働者がいなければ何もなしえないということ、彼らの財産は我々個々人の仕事によるものであるということを理解しているのか。」<sup>(18)</sup>

「仕立業者は過剰な利益をあげているが、その利益と彼らの急激な蓄財の一部は、我々の仕事によるものである……我々は一着につき18～20フランの加工賃を2フラン増額するよう主張した。これは彼らの純利益のなかではほんの僅かな割合でしかない。」<sup>(19)</sup>

「我々の労働の成果にふさわしくないものは誇りをもってすべて拒否しよう。我々の要求する賃金は、われわれの労働の成果に基づく権利である。」<sup>(20)</sup>

仕立工は他の多くのパリの労働者と同様に手工業に従事する熟練工である。彼らには裁断・縫製の技術だけではなく、布地の質と価格、モードの変化などに関する知識が要請される。また大規模な仕事場、つまり一流店の経営者は生産現場には立ち入らず、どのような服をつくるかは高度熟練工である裁断工が決定し、生産全体の指揮はやはり高度熟練工である職工長が担当している<sup>(21)</sup>。彼らは、原料価格・販売価格などを熟知している。経営者のもとへの利潤の蓄積は、自分たちの労働によるものであること、経営者の蓄財は自分たちの腕、つまり熟練度に依存しているということをはっきりと認識

しているのである。大経営者の委員会が賃金は十分であるからその引き上げは認められないが、労働者の窮状にたいしては救済基金を設立しようと申し出たとき、彼らは以下のようにこれを拒否した。

「彼らの狡猾な施し物のご辞退申し上げます。我々は支払われるべき賃金を要求する。我々の求めるものは、決して彼らの蓄えからでた慈悲ではない。」<sup>(22)</sup>

彼らの要求したものは、富者の「慈悲」ではない。自らの「労働の成果」に基づいて「支払われるべき賃金」であり、それは「人間としての尊厳」を取り戻すための権利の主張であった。

## (2) 雇用主との関係

手工業に従事する熟練工たちが労働の価値と労働者の現実の社会的権利、および雇用主との関係についていかなる認識を持っているかという点について、筆者はかつて拙稿「七月王政期のパリの印刷工ミリタン——労働観・労働概念・階級意識」をめぐって——において独自の考察を加えた<sup>(23)</sup>。たとえば A. Boyer という植字工は「今日では、労働者はすべてを創造し、すべてを作り出し、すべてを生産する。だが何ものも所有しない。いかなる権利もない」<sup>(24)</sup>と訴え、また J.-B. Coutant は「労働者を犠牲にして雇用主を富ませること、労働の（成果の）大部分を彼らに与えること、働く者を悲惨な状態に陥れ、働かない者を豊かにするという、これは堪えがたいことだ。」<sup>(25)</sup>と主張した。印刷工は職業がら、多数の小冊子や新聞記事を通じて自らの主張を活字にしている。一方、仕立工は行動に訴えた。彼らは雇用主との関係をいかなるものとしようとしたのか。以下は『仕立業者読本』と題する著作の一節である。著者は共和主義者で、1833年のストライキのさいは労働者の行動に共感を示した小経営者の委員会に属していた。

「ほとんどの企業家は労働者を機械のように考えている。必要に応じて思

## 手工業労働者のストライキ運動

いのままに動かし、必要がなくなれば廃棄する……機械のごとくみなされた労働者は、自分たちが法を課す機会をうかがっていた。」<sup>(26)</sup>

言うまでもないが当時にあつては就業の可否から労働条件に至るまで、その決定権は全面的に雇用主にあり、労働者の生存は雇用主の恣意に左右される。グリニョンは「我々は生存について金持ちと論争しているのだ」としたが、彼らのストライキが目指したものは、一時的な賃金の引き上げだけではなく、このような労働者と雇用主との既存の関係そのものを根底から変える点にあつた。それは自らの生存条件の決定権を自らの手に奪い返すこと、彼らの言葉を再現すれば、強力な組織のもとに「団結して、労働時間の上限と最低賃金を我々自身で定め、我々自身が定めた労働時間と賃金でしか働かないように」する、つまり雇用主に「労働者の法」を受け入れさせることであつた。

### (3) 平等の理念——生産協同組合

仕立工は既存の生産の秩序そのものを揺るがそうとしたがために、その運動の指導者に対する量刑はきわめて厳しいものとなつたと指摘した。その第一点はこれまで見たように労働条件の決定権にあつた。第二点は、生産手段の所有そのものに関する問題である。前述のごとく、仕立工は1833年のストライキのさいに協同作業所の設立を決定した。仕立工組合は組合の救済基金の一部と5%の利子付の株の発行によって設立資金を調達し、この作業所をAtelier Nationalと呼んだ<sup>(27)</sup>。これは生産手段の共有に基づく労働者の生産協同組合である。組合は開設に際し、パリ市民に次のように訴えた。

「我々の普遍的な仕事場 atelier général は今日サン・トノレ通り 99 番地に開設された。ここでは、プロレタリアの解放を望むすべての市民の注文を受け入れる。公衆が我々に手を差し伸べてくれることを。」<sup>(28)</sup>

生産手段の共有に基づく生産協同組合という理念が仕立工の間にどのよう

にして形成されたのか、既存の社会主義思想とはいかなる関係があるのかという点にはここでは立ち入らない。七月王政期の労働運動全体の問題として、稿を改めて検討したい。今回は仕立工のこの運動が、多数の職種のストライキの渦中で他の社会層・集団にどのように受けとめられたかという点に限って検討したい。

「彼らは次のように叫んだ。すべての用意ができた。民衆の勝利の時がきた……もう企業家はなくなるだろう。これからはアソシアシオンというメカニズムのみで、互いに平等な人間の間で服をつくるのだと彼らは公言した……もう立ち止まりはしない、まもなく人間が人間により搾取されることはなくなるだろうと彼らは明言した。」<sup>(29)</sup>

これは裁判のさいの原告側（経営者）の陳述である。この後にすでに引用した「とんでもないことだ！ 企業家と労働者・賃金所得者は永久に存在するのではないか（中略）アメリカ合衆国にも労働者は存在する。王国と同様に共和国にもだ」という発言が続く。「すべての用意」とは、労働条件の決定権を奪うための強固なストライキの組織化であり、また他方では、「平等な人間」の組織する生産協同組合の形成である。労働者の運動に多くの紙面を割いていた『トゥリビュンヌ』紙はこの協同組合に関して次のように論評した。

「仕立工は他の職能の労働者とは別の道を歩き始めた。彼らは働くことを拒否しただけでなく、雇用主なしでやっていく方法を考えた……これは労働自身の営為による最初の労働の解放である。」<sup>(30)</sup>

仕立産業においては高度熟練工が生産現場の指揮をとり、経営者はこれに介入しない。彼らにはまた流通と販売に関する知識もある。雇用主は「労働者がいなければ何もしえない」が、労働者は資本さえあれば「雇用主なしでやっていく」ことができるとする認識は、手工業の熟練工として自然のものである。この点はパリの他の多くの手工業生産についても同様である。ス

トライキの渦中で製靴工・椅子製造工などが仕立工の試みに続いた<sup>(31)</sup>。フランスの労働運動史上、職能集団が主体となって生産協同組合を結成したのは初めてのことである。この新たな運動の展開について先の『トゥリビュヌ』紙は次のように論じた。

「いくつかの職能の労働者はその本能によって直接目的に到達する方法を発見した。それは単なる抵抗から行動に移ること、つまり労働者が自らの手に資本を所有することである……労働者間のアソシアション（生産協同組合）はヨーロッパにおける新しい産業の組織である。」<sup>(32)</sup>

## むすびにかえて

冒頭でも指摘した通り、19世紀前半のフランスの労働運動の主要な担い手は伝統的な手工業労働者、特に首都パリの熟練手工業労働者であり、なかでも中心的役割を果たしたのが活版印刷工、大工・石工など建築労働者および今回取り上げた紳士服仕立工であった。手工業生産の支配的なパリにおいて、活版印刷業は大仕事場での生産が支配的な手工業部門に属する。印刷工は強固な組織を長期間維持し、この組織力を背景に1843年には労使調停委員会の形成とこれによる賃金表の制定を獲得した。彼らはまた新聞・小冊子の発行において主導的役割を担った<sup>(1)</sup>。建築労働者は大規模な建築現場で働き、また雇用は特定の広場で行われるため労働者間の職業上の接触密度は他にまして高い。さらに彼らは「職人組合」という全国的組織をもち、これが頻発したストライキ運動を支えた。一方仕立産業は小仕事場での生産が基本であり、家内労働も存在する。この街に分散している仕立工が建築労働者とともにストライキ運動の中心にいた。本論では小仕事場労働者のストライキ運動の組織的構造、労使対立の構造、運動の理念などを分析した。ここでは最後に以上の検討事項の整理とともに、この時期のストライキ運動に関する若干の問題点を検討したい。

まず第一は、ストライキ運動と組織の関係である。この点に関する A.

フォールと J.-P. アゲの見解には冒頭の紹介の通りズレがあったが、「とくに重要なストライキは恒常的組織によって実行された」というアゲの指摘は再確認しなければならない。特に仕立業のように小仕事場・家内労働が一般的な職種において、長期間のストライキを維持するには強固な組織が不可欠である。パリの仕立工は 1833 年のストライキに先立ち、組合を共和主義結社と同型の組織形態に再編するとともに他の 2 つの組合を統合し、さらに弾圧に備えてあらかじめストライキ委員会を第三次まで決定しておいた。この委員会が要求を拒否した経営者の仕事場への「立入禁止」のための監視とストライキ中の労働者の食糧保障の体制を指導した。このときの仕立工の行動は、きわめて統制のとれたものであった。

しかしストライキの結集力を検討するとき組合の組織力だけでは説明のつかない側面がある。たとえ「立入禁止」の仕事場にたいしてストライキの全期間にわたり監視体制がしかれたわけではない。にもかかわらず経営者は長期間にわたり労働力確保が不可能となる。パリには約 2 万人もの仕立工が存在するにもかかわらず、である。ここにはどのような規制力が働くのか。喜安朗氏は前述の通り、労働者の「運動の活力」として、「労働の場を含む労働者の生活圏」のあり方に注目し、そこで形成される「労働者の人的結合関係の強さ」を問題とした。筆者はかつてこの点に関して次のような指摘をした。労働の「絆は日常生活にも持ち込まれ、労働と日常生活は分離し難く一体となり一つの世界を形成し、そこで労働者は労働者という共属意識集団性を培養し、保持している」<sup>(2)</sup>。余暇の過ごし方、読書等の文化的活動は家族という個人的単位というより、労働者という社会的単位を基礎に営まれている。また技能・知識の習得も個人的営為としてではなくこの集団のなかで行われているのである。この問題に関してここで再び立ち入った検討をすることは差し控えるが、労働の絆を基盤とする労働者間の社会的結合関係の強さは、日常生活における相互扶助活動を活発にする<sup>(3)</sup>とともに、ストライキなどで雇用主との緊張が高まったときには、いわば共同体的規制力として労働者個々人の行動を左右するという点だけを指摘しておきたい。

第二は運動主体の意識、および運動の理念の問題である。19 世紀前半のフ

ランスの労働運動は手工業労働者によって担われたという点は充分留意すべきである。彼らは熟練工であり、自らの労働の価値に関して明確な認識を持っている。仕立工が賃金引き上げをもとめる根拠は、物質的条件の劣悪さのみではなかった。彼らは「我々の労働の成果」に基づいて「支払われるべき賃金」を要求した。それは「人間としての尊厳」を取り戻すための権利の主張であった。しかし現実には労働者は社会的に無権利状態にある。彼らは労働条件の決定権そのものを俎上に載せ、強固な組織力を背景に自らの生存条件の決定権を自らの手に奪い返えず、彼らの表現では、「労働者の法」を雇用主に課そうとした。一方では「雇用主なしで」、「平等の人間の間で服をつくる」方策として彼らは生産協同組合を組織した。パリの手工業の職場における労働者の裁量権は高い。熟練工は高度な技能と生産に関する知識を持つだけでなく、職場の指揮も任されている。資本さえ調達できれば「雇用主なしでやっていく」ことが可能と思えるのである。

以上のような仕立工のストライキ運動は、一職種の労使対立の枠を越えるものであった。それは既存の生産関係そのものを攻撃した。「とんでもないことだ！ 企業家と労働者・賃金所得者は永久に存在するのではないか……人間の経済活動における所有と生産と自由についての不変の法則を揺り動かすな。アメリカ合衆国にも労働者は存在する。王国と同様に共和国にもだ」という経営者側弁護人の発言は、仕立工の運動の理念が社会に与えた影響の深刻さを如実にものがたっている。この運動はつきつめれば既存の権力の基盤そのものを揺るがしかねない理念を持っていた。それがゆえに、運動の指導者にはきわめて厳しい判決が下されたのである。

最後に労働者の運動の理念と社会主義など既存のイデオロギーとの関係について簡単に触れたい。一例にとどめるが、仕立工は生産手段の共有に基づく生産協同組合によって「人間による人間の搾取」を廃止するのだとした。ここから仕立工の運動はサン＝シモン主義の影響のもとに形成されたとするのは短絡である。『トゥリビュヌ』紙はこの点に関して、「労働者はその本能によって直接目的に到達する方法を発見した」とした。「本能」では説明不足だが、要点はおさえているといえる。前述のごとく熟練手工労働者には、

資本さえ調達できれば協同生産は可能と思えるからである。共和主義者 André Cochut は後に労働者の生産協同組合について次のように指摘している。「今日（二月革命以降）存在する労働者のアソシアション（生産協同組合）は、既知の形式から出たものではなく、個々に自由に発達したものであり、その規約は日々の経験を教訓として各職能の必要性に適応させたものである。」<sup>(4)</sup> 筆者は、既存の社会思想の影響が皆無であるとしているのではない。基本的な理念は提出されている。この場合は「生産手段の共有に基づく協同生産」である。それでは、労働者が自らの生存条件を改善しようとするためには、彼らはなにゆえにこの理念の実現が不可欠であり、またどのようにすればそれが可能と考えたのか、この点の具体的検討をしなければならない。そのためには労働者の社会認識、この場合は労働、生産関係、社会秩序などについて彼らがいかなる考えを持っていたのか、という問題をそれぞれの職種との生産構造との関連のもとで分析すること、次にこの労働者独自の社会認識を前提に、既存のイデオロギーを彼らがどのようなかたちで受容したのかを解明しなければならないだろう。七月王政期の生産協同組合運動に関しては、以上のような視角のもとに稿を改めて検討したい。

注

は じ め に

- (1) 公安関係の史料は、パリ・コミューンの大火のさいにかなりのものが焼失してしまったためである。この時期の労働運動史研究にいかなる史料が使用可能かという点については、拙稿「七月王政期の「労働者文化」の一断面」『史苑』124号（1980年3月）を参照。
- (2) 「労働者の生活圏と労働運動——七月王政期のパリのストライキ運動を中心に——」『思想』1978年3月号 79, 84-85頁
- (3) 本稿は1979年にパリ第7大学に提出した課程博士論文 *Les Ouvriers Tailleurs de Paris (1830-1848). Travail, Culture, Mouvement.* (Thèse de Doctorat du 3e cycle en histoire, préparée sous la direction de Mme le Professeur Mchelle PERROT) の第三部に手を加えたものである。本来は前回の拙稿「七月王政期のパリの紳士服仕立産業——労使関係および生産構造・労働条件の変容を中心に——」『北海道大学文学部紀要』41-3（1933年2月）とともに別の形で早い時期に発表するつもりでいたが、その機会を逸し、ここに改めて加筆修正した。

## 手工業労働者のストライキ運動

- (4) J.-P. Aguet, *Les Grèves sous la Monarchie de Juillet. 1830-1847*, Genève, 1954, pp. 366-67.
- (5) *Ibid.*, pp.123-24.
- (6) 前掲拙稿 70-72 頁

### I

- (1) A. Faure, “Mouvement populaire et mouvement ouvrier à Paris (1830-1834)”, In *Le Mouvement Social*, No.88, 1974, pp.54-57.
- (2) *La Tribune*, 31 octobre 1833. 共和派である当紙は労働問題にしばしば言及し、また労働者の投稿に紙面を開放している。労働者の社会意識に関する貴重な史料である。
- (3) *La Tribune*, 18 novembre 1832 et 1er janvier 1834.
- (4) *La Tribune*, 18 novembre 1832.
- (5) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre 1833. 当紙には裁判記録が詳細に掲載され、証言はそのままの形で再現されている。当時の運動史研究には貴重な史料である。
- (6) *Gazette des Tribunaux*, 2-3 décembre 1833.
- (7) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre et 2-3 décembre 1833; *La Tribune*, 31 octobre 1833 et 27 janvier 1834.
- (8) *La Tribune*, 17 et 20 novembre 1833; *Le National*, 4 décembre 1833.
- (9) *Le National*, 9 juillet 1840; O. Festy, “Dix années de l’histoire corporative des ouvriers tailleurs d’habits (1830-1840)”, *Revue d’Histoire des Doctorines Economiques et Sociales*, 1912, pp.166-99. この論考には、地方もふくめ仕立工のストライキ運動の展開過程と共和派の動向がかなり詳細に記述されている。
- (10) *Le National*, 9 juillet 1840; *Courrier français*, 15 juillet 1840.
- (11) *Gazette des Tribunaux*, 6 août 1840; *Le National*, 8 août 1840; O. Festy, op. cit., p. 194.
- (12) *Statistique de l’industrie à Paris, résultant de l’enquête faite par la Chambre de Commerce de Paris pour les années 1847-1848*, Paris, 1851, IIème partie, p.299.

### II

- (1) A. Faure, op. cit., p.64.
- (2) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre 1833.
- (3) Bulletin de Paris, le 8 septembre 1833. Archives Nationales F7 3887. (以下では A.N. と略す。これは内務大臣に宛てたパリ警視庁の日々の巡回報告である)
- (4) “L’Ouvrier de Paris” (J. Brisset), *Français peints par eux-mêmes*, 5 vols., Paris, 1841-42, tome 5, p.370. 労働運動と居酒屋の関係については、喜安朗氏の前掲論文「労働者の生活圏と労働運動」、および前掲拙稿「七月王政期の「労働者文化」の一断面」を

参照。

- (5) A. Faure, *op. cit.*, p.66.
- (6) *Journal des Débats*, 8 novembre 1833; *Gazette des Tribunaux*, 9 juillet 1840.
- (7) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre 1833.
- (8) *La Tribune*, 1er décembre 1833.
- (9) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre et 14 décembre 1833.
- (10) *La Tribune*, 30 octobre et 1er décembre 1833; *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre 1833 et 23 janvier 1834.
- (11) *La Tribune*, 30 octobre 1833.
- (12) *Le National*, 15 septembre 1840.
- (13) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre et 2-3 décembre 1833; O. Festy, *op. cit.*, p.237.
- (14) *Gazette des Tribunaux*, 2-3 décembre 1833 et 24 janvier 1834.
- (15) O. Festy, J.-P. Aguet, A. Faure の前掲著作を参照。
- (16) *La Tribune*, 27 janvier 1834; *Journal des Tailleurs*, 1er juillet 1831.
- (17) *La Tribune*, 18 novembre 1832; *Bulletin de Paris*, 31 décembre 1832. A.N.F<sup>7</sup> 3886; A.N.CC 608, dossier Nepveu (この最後のものは人権协会会员であった仕立工の押収書類である)
- (18) Règlement de la Société Philanthropique des Ouvriers Tailleurs, A.N.BB<sup>18</sup> 1366 (4838). この規約は内務大臣から司法大臣あての報告書(A.N.BB<sup>18</sup>)のなかに含まれたものである。
- (19) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre et 2-3 décembre 1833.
- (20) A.N.BB<sup>24</sup> 155-169 (1514). これは恩赦を却下された被疑者に関する文書である
- (21) J.-P. Aguet, *op. cit.*, p.164.
- (22) O. Festy, *Le Mouvement ouvrier au début de la Monarchie de Juillet (1830-34)*, Paris, 1908; J.-P. Aguet, *op. cit.*, pp.87-90.
- (23) *Journal de Maine-et-Loire*, 4 novembre 1833, cité par *Gazette des Tribunaux*, 8 novembre 1833.
- (24) A.N.BB<sup>24</sup> 155-69 (1514); Aguet, *op. cit.*, pp.87-88.
- (25) *Gazette des Tribunaux*, 4 décembre 1833.
- (26) J.-P. Aguet, *op. cit.*, pp.130-140.
- (27) A.N.BB<sup>18</sup> 1366 (4838); *Gazette des Tribunaux*, 3-4 avril 1837.
- (28) 19世紀前半のフランスの職人組合に関する邦語文献としては、「コンパニョナーージュと職能的共同体」谷川 稔『シリーズ 世界史への問い 4 社会的結合』岩波書店 1989年を参照。
- (29) Le Play, *Les Ouvriers des Deux Mondes*, 5vols., Paris, 1857-1885, tome II, pp.167et 189; *Journal des Tailleurs*, 16 août 1833.

### 手工業労働者のストライキ運動

- (30) A.N.BB<sup>18</sup> 1387 (979); *Le National*, 15 septembre 1840. この他にはパリの印刷工、秘密結社 Société des Travailleurs から資金援助を受けていた。 *Le National*, 2 août 1840; A.N.BB<sup>18</sup> 1385 (776).

### III

- (1) *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre 1833.
- (2) *La Tribune*, 11 novembre 1833 et 27 janvier 1834; *Gazette des Tribunaux*, 30 novembre 1833; *Journal des Débats*, 14 novembre 1833.
- (3) *La Tribune*, 17 novembre 1833.
- (4) *Populaire*, 8 décembre 1833; A.N.BB<sup>18</sup> 1221.
- (5) Règlement de l'Association entre les Maîtres et les Ouvriers, A.N.CC 608, dossier Thomas.
- (6) *Le National*, 16 juillet 1840.
- (7) 1840年代にはいると、新興の既製服生産の急激な発展に直面した注文服生産は深刻な打撃を受け、これによって労使関係にも大きな変化がみられた。詳細は前掲拙稿「七月王政期のパリの紳士服仕立産業」を参照。
- (8) lettre de Schwartz, *Journal des Débats*, 4 novembre 1833.
- (9) *Gezette des Tribunaux*, 2-3 décembre 1833 et octobre 1840.
- (10) *Appel au bon sens du jugement rendu par le tribunal de police correctionnelle contre les ouvriers tailleurs*, par Association républicaine pour la liberté individuelle et pour la liberté de la presse, 1833, Bibliothèque Historique de la ville de Paris, 11378 (No.21).
- (11) *Gazette des Tribunaux*, 9 septembre 1840.
- (12) *L'Atelier*, février 1846.
- (13) *Gazette des Tribunaux*, 2-3 décembre 1833.
- (14) *Réflexion d'un ouvrier tailleur sur la misère des ouvriers en général, la durée des journées du travail, le taux des salaires, les rapports actuellement établis entre les ouvriers et les maîtres d'ateliers, la nécessité des associations d'ouvriers, comme moyen d'améliorer leur condition*. Grignon, ouvrier tailleur, 1833, 4 p., Bibliothèque Nationale Lb<sup>51</sup> 1978. (以下では B.N. と略す)
- (15) 76 頁参照
- (16) *Septième publication du Populaire. Moyen d'améliorer l'état déplorable des ouvriers*, 1833. B. N. Lb<sup>51</sup> 1976.
- (17) Grignon, *op. cit.*, pp.2 et 3.
- (18) *La Tribune*, 5 novembre 1833.
- (19) *La Tribune*, 30 octobre 1833.

- (20) Grignon, *op. cit.*, p.3.
- (21) 19世紀のパリの手工業では、職工長 *chef d'atelier* は中間管理職として雇用者の利害に立つのではなく、仕事場の労働者の代表のような立場にあったようである。たとえばトロンサンは1835年に出獄した後、仕事場の同僚によって職工長に選出されている。*L'Atelier*, février 1846。また他の職種の例として印刷工においては、七月王政期から二月革命期にかけてパリの労働者の組織活動で重要な役割を果たした人物の一人である Simon Parmentier をはじめ、いく人かの活動家が職工長になっている。Paul Chauvet, *Les Ouvriers du Livre en France de 1789 à la constitution de la Fédération du Livre*, Paris, 1964, p.543 et sqq.
- (22) *La Tribune*, 18 novembre 1833.
- (23) 『北海道大学文学部紀要』38ノ2 (1990年1月)
- (24) A. Boyer, *Les Conseil de Prud'hommes, au point de vue de l'intérêt des ouvriers et de l'égalité de droits*, 1841. 8 p., B.N. Lf266 3.
- (25) "Travail, Propriété, Association", *Ruche populaire*, novembre 1847.
- (26) Auguste Canneva, *Livre du Tailleur*, Paris, 1838, pp.135 et 137.
- (27) *Gazette des Tribunaux*, 24 janvier 1834 ; O. Festy, *op. cit.*, p.237.
- (28) *La Tribune*, 5 novembre 1833.
- (29) *Gazette des Tribunaux*, 2-3 décembre 1833.
- (30) *La Tribune*, 7 novembre 1833.
- (31) *La Tribune*, 18 novembre 1833.
- (32) *La Tribune*, 7 novembre 1833.

#### む す び

- (1) 前掲拙稿「七月王政期のパリの印刷工ミリタン」を参照。
- (2) 前掲拙稿「七月王政期の「労働者文化」の一断面」26頁。
- (3) 拙稿「一九世紀中葉のパリの労働者の日常性——いわゆる労働者文化をめぐって——」『史潮』新12号 1982年11月を参照。
- (4) André Cochut, *Les Associations ouvrières. Histoire et Théorie des tentatives de réorganisation industrielle opérées depuis la Révolution de 1848*, Paris, 1851, p.15.